

理事の職務権限規程

特定非営利活動法人 いわて連携復興センター

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いわて連携復興センター（以下「本法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、本法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は、法令、本法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第6条 副代表理事の職務権限は、法令、本法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事及び副代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。また、代表理事及び副代表理事に事故があるとき又は代表理事及び副代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 補 則

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年5月26日から改正施行する。

(別 表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	副代表理事・常務理事
役割	○この法人を代表し、その業務を総理。理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ○総会の招集	○代表理事・副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行 ○代表理事・副代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関すること	○	
支出に関すること	○	
1 件100万円以上	○	
1 件100万円未満		○
セミナー等事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること		○
福利厚生（役員含む）に関すること		○
外部に対する文書発簡	○	
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、副代表理事・常務理事の不在時等、副代表理事・常務理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が副代表理事・常務理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。